			条において「在留カード関係情報」という。）又は日本国との平和条約に基づき日本国の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）による特別永住者証明書の交付に関する情報（以下この条において「特別永住者証明書関係情報」という。）であって次条で定めるもの
二　全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第四条で定めるもの	［略］	［略］
		市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下この条において「介護保険給付等関係情報」という。）であって第四条で定めるもの
		出入国在留管理庁長官	出入国関係情報、在留カード関係情報又は特別永住者証明書関係情報であって第四条で定めるもの
		［略］	［略］
三　健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第五条で定めるもの	［略］	［略］
		市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第五条で定めるもの

			［同上］
二　全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第四条で定めるもの	［同上］	［同上］
		市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下この条において「介護保険給付等関係情報」という。）であって第四条で定めるもの
		［同上］	［同上］
三　健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第五条で定めるもの	［同上］	［同上］
		市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第五条で定めるもの